

「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「プラットフォームサービスに関する研究会」の下に開催されるWGとして、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関し、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

2 名称

本WGは、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) プラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションに関する透明性確保のあり方
- (2) 投稿の削除等に関し、プラットフォーム事業者に求められる役割
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、プラットフォームサービスに関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (3) 本WGの構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
- (4) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (7) 本WGの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (9) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (10) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課が行う。

(別 紙)

「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」 構成員等名簿
(案)

(敬称略・五十音順)

【構成員】

生貝 直人	一橋大学 法学研究科 教授
伊藤 和真	株式会社 PoliPoli 代表取締役
上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
清水 陽平	法律事務所アルシエン 弁護士
藤原 総一郎	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
水谷 瑛嗣郎	関西大学 社会学部 准教授
山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
山根 香織	主婦連合会 常任幹事

【オブザーバー】

法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局